

メイクルタウンを支える会 の今後について

1989年の創設時には、「メイクルタウンのいえ」建設に向けてのカンパ活動や運営資金の補助、法人の経営が落ち着いてからは、メイクルタウンまつりへの出店などさまざまな行事への参加、企画運営などを行い、メイクルタウンの活動を支えてきてくださったメイクルタウンを支える会ですが、2024年度から形を変えることになりました。

去る3月2日に臨時総会が開かれ、活動報告や会計報告がされた後、①今後は支える会が主催する行事を行わないこと、②日頃の活動や、いろいろな行事に「ボランティア」として参加すること、③資金は行事や備品購入の助成のために使うことが決まりました。また、役員を廃止して、事業所との連絡役として「代表」をおくことも決まりました。

以下は、改正した会則です。このように、今後もボランティア人材の団体として、メイクルタウンを支えてくださる予定です。新しく入会したいという方も募集しますので、どうぞよろしくお願ひします。

メイクルタウンを支える会 会則

(名称)

第1条 この会は、メイクルタウンを支える会(以降、支える会と表記)といたします。

(目的)

第2条 支える会は、社会福祉法人メイクルタウン(以降、法人と表記)の行う社会福祉事業をはじめとした、法人の理念を実現するために行う事業を支援します。

(活動・事業の種類)

第3条 支える会は、前条の目的を達成するために法人の諸事業へのボランティア参加を行います。また、施設の備品購入や利用者への還元のための補助金給付を行います。

(連絡先)

第4条 支える会の連絡先は、メイクルタウンのいえ
桜井市大字吉備638-5 電話0744-46-1543 FAX0744-46-1540
とします。

(会計)

第5条 支える会の会計は、寄付によってまかさないます。

(会員)

第6条 支える会の会員は、支える会の目的に賛同した者とします。

(役員)

第7条 この会に代表2名、会計及び事務局長1名を置きます。
2. 代表2名は輪番制とします。
3. 会計及び事務局長は施設長が担当します。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
2. 1年間の活動報告と会計報告は、書面ないし電磁的方法で行います。

(会則の改正)

第9条 この会則で定める事項のほか、支える会の活動に関する重要事項は、支える会代表2名とメイクルタウンのいえの施設長との協議に基づいて定めます。

附則

- この会則は、2015年1月31日から施行します。
- 2018年4月19日に一部改正し、同日より施行します。
- 2024年3月2日に一部改正し、同日より施行します。

メイクルタウンを支える会 公式LINEアカウント

ができました!



ご入会いただける方は、上のQRコードを読み取り、友だち追加をお願いします。友だち追加された時点で入会いただいたものとみなし、ボランティアの募集や事業報告などの配信を行います。

メイクルタウン利用者みなさんと一緒に作業をしたり、土日などに行われる行事と一緒に楽しんだり、みなさんのボランティア参加を心よりお待ちしております。

これまでの行事

12月23日(土)	クリスマス会
1月27日(土)	書道部/書き初め
2月3日(土)	映画鑑賞会
2月17日(土)	美術部

★体調不良などで欠席者が数名出て、少しさみしいクリスマス会になりましたが、参加した方々は、美味しいランチをいただき、出し物を楽しみました。また、スライドショーで、いろいろなことがあったなあと1年をふり返りました。

これからの行事

3月23日(土)	ミニウォークと外食
4月(日は未定)	お花見のつどい
4月6日(土)	カラオケ
5月26日(日)	メイクルタウンまつり
5月(日は未定)	映画鑑賞会

★4月から、コロナ禍で休止していたカラオケなどのお楽しみを復活させます。